

別紙

返戻金制度

紹介により就職した求職者が早期に離職した場合、手数料の一部を返戻いたします。

(機関の定めない雇用契約の紹介の場合)

※ 3 ヶ月未満の離職の場合

支払われた賃金の 20%を超えた分の手数料を返戻いたします。

※ 3 ヶ月～6 ヶ月未満の離職の場合

支払われた賃金の 40% (500,000 円) のいずれか少ない分を超えた手数料を返戻いたします。

※ 就労日 6 ヶ月以上の場合は返戻金は発生しないものとします。